



# 金 沢 市 公 報

第 2 6 8 6 号

平成23年(2011年)3月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
地縁による団体の認可について (市民参画課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について ( " )	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	2
平成22年告示第103号(粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について)の変更について (リサイクル推進課)	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	3
道路の供用の開始について ( " )	3

<b>公 告</b>	
一般廃棄物処理計画のうち平成23年度の実施計画について (リサイクル推進課)	3
地区計画等の原案の縦覧について (都市計画課)	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
平成23年3月31日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	8
石川県議会議員選挙における投票所内、期日前投票所内及び不在者投票所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所について ( " )	8
石川県議会議員選挙に係る特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙等の交付等開始日について ( " )	9
<b>農業委員会告示</b>	
平成23年第3回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	9

## 告 示

### ●金沢市告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 名称  
沖町町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
沖町二及びホの全域
- 4 主たる事務所  
金沢市沖町二11番地1
- 5 代表者の氏名及び住所  
吉崎 明夫  
金沢市沖町二11番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし

- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
なし
- 9 認可年月日  
平成23年3月22日

●金沢市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
上山町会	代表者の氏名及び住所	有澤 定義 金沢市上山町水138番地	中谷 芳明 金沢市上山町水150番乙地	平成23年1月1日

●金沢市告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 高野歯科医院	金沢市新保本3丁目1番地	平成22年12月30日
医療法人社団 加賀白山会 上川医院	金沢市大手町9番13号	平成23年1月1日

●金沢市告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称		所 在 地	変更年月日
変更前	変更後		
伊藤内科眼科医院	伊藤内科医院	金沢市長土堀1丁目3番18号	平成23年1月1日

●金沢市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人 まんまる上川医院	金沢市大手町9番13号	平成22年12月31日
ラパーク歯科	金沢市西泉4丁目11番地	平成23年1月31日

## ●金沢市告示第53号

平成22年告示第103号（粗大ごみ等の収集等手数料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	株式会社 デイリーヤマザキ 代表取締役社長 田嶋 誠	株式会社 デイリーヤマザキ 代表取締役社長 佐藤 卓	平成23年2月24日

## ●金沢市告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

道路の 種 類	路 線 名	区 間	新旧 の別	幅員(m)	延長(m)
1 級 幹 線	1 級 幹 線 11号 北 安 江 線	北 安 江 2 丁 目 2401番 先から	旧	15.0 ~ 39.7	168.4
		北 安 江 2 丁 目 2102番 先まで	新	27.9 ~ 43.9	168.4
1 級 幹 線	1 級 幹 線 107号 高 柳 ・ 浅 野 本 町 線	七 ツ 屋 町 二 88番 先から	旧	20.0 ~ 35.0	58.0
		七 ツ 屋 町 二 17番 5先まで	新	14.9 ~ 36.7	69.0

## ●金沢市告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成23年3月22日から同年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

路 線 名	区 間	供用開始日
1 級 幹 線 11号 北 安 江 線	北 安 江 2 丁 目 2401番 先から	平成23年3月26日
	北 安 江 2 丁 目 2102番 先まで	
1 級 幹 線 107号 高 柳 ・ 浅 野 本 町 線	七 ツ 屋 町 二 88番 先から	"
	七 ツ 屋 町 二 17番 5先まで	

## 公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成23年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

1 実施期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2 処理区域  
金沢市全域

3 収集処理  
(1) し尿を除く一般廃棄物  
発生量(見込み)

区 分	発 生 量	合 計	
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	127,627トン/年	165,247トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	17,301トン/年	
	資 源 回 収 ご み	11,145トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	147トン/年	
	集 団 回 収 ご み	9,027トン/年	

収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系廃棄物」という。)

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託	週2回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入	平日随時受入れ(事前予約必要)9時~15時	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋立ごみ	直営・委託 月1回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営 随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営 随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入	平日随時受入れ 8時30分~16時30分	
資 源 回 収 ご み	あき缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託 月2回 ステーション収集	資源化
	あきびん	直営・委託 月1回 ステーション収集	
	金属	直営・委託 月1回 ステーション収集	
	自 己 搬 入	土日のみ随時受入れ 10時~16時	
水 銀 含 有 ご み	直 営 ・ 委 託	月2回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入	土日のみ随時受入れ 10時~16時	

ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属(全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶(一辺の長さが25センチメートル以上のもの))及びライターを収集する。

資源回収ごみの収集日には、あき缶(一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶)、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品(除湿機)並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池は、メーカー等の自主回収による。

市の定める排出禁止物は、収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処理方法
燃 や す ご み	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

#### イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

#### 一般廃棄物の発生及び排出抑制

##### ア ごみの発生抑制の推進

- ・市民・事業者との協働による減量活動の推進
- ・家具及び自転車のリユース（再使用）の拡大
- ・子育て支援リユース市（洋服、おもちゃ）の開催など

##### イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・地域説明会の実施
- ・かなざわエコフェスタの開催
- ・金沢3R・エコ検定の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・学生との3R推進パートナーシップ事業（「金沢のごみを考える」学生連絡会）など

##### ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成
- ・ダンボール・コンポストの普及促進など

##### エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出
- ・研修会の実施

##### オ 不法投棄防止対策

- ・5月30日（ごみゼロの日）から1週間の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・11月の「金沢市不法投棄防止強化月間」に街宣パトロールなどを実施
- ・監視カメラによる不法投棄の抑制と行為者の特定
- ・不法投棄監視パトロール員10名による監視強化（5月～12月）

##### カ 顕彰制度等の推進

- ・いいね金沢環境活動賞
- ・小学生を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」

#### 資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付

イ 古紙の集団回収量拡大のため、登録団体（学校、育友会等）と町会等の連携強化を図るとともに、奨励金を交付

ウ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化处理を行うよう事業所への指導を徹底

エ 事業所で自己の飲食用として持ち込んだペットボトルなどの資源ごみについて、家庭への持ち帰りの推進  
収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量(見込み)

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	79,088トン/年
		不燃・粗大ごみ	6,488トン/年
		資 源 回 収 ご み	11,134トン/年
		水 銀 含 有 ご み	147トン/年
		計	96,857トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	48,539トン/年
		不燃・粗大ごみ	10,813トン/年
		資 源 回 収 ご み	11トン/年
		計	59,363トン/年
	合 計		156,220トン/年

#### 施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町八284番地	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
処 理 能 力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日×2基	125トン/日×2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

それぞれ、びん、水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包

処 理 能 力	25トン/日
---------	--------

## イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,243,000立方メートル

## (2) し尿

## 発生量 (見込み)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	1,935キロリットル/年	12,326キロリットル/年
浄化槽汚泥等	10,391キロリットル/年	

## 収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	固液分離及び好気性生物処理
浄化槽汚泥等		

## 収集・運搬計画

## ア 収集区域

金沢市全域

## イ 収集・運搬をする量 (見込み) 及び方法

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	1,935キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥等	10,391キロリットル/年		
合 計	12,326キロリットル/年		

## 施設概要

## ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
処 理 方 式	固液分離処理
処 理 能 力	195キロリットル/日 (生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

## イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町八272番地
処 理 方 式	好気性生物処理
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

## ウ 焼却処理

名 称	西部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町八284番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカー炉



処 理 能 力	350トン/日
炉 数	175トン/日×2基

## エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,243,000立方メートル

## 4 その他

## (1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理その他必要がある事項について審議する。

## (2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力その他の活動を行う。

## (3) 金沢市不法投棄防止対策員

山間部及び海岸部における不法投棄の早期発見、早期対応及び不法投棄未然防止を図るため、定期的な巡回及び監視を行う。

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第2条の規定により、次の地区計画等の原案を平成23年3月22日から同年4月5日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、平成23年3月22日から同年4月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成23年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	大河端地区地区計画	金沢市大河端町及び須崎町の各一部	別図（登載省略） のとおり

## 選挙管理委員会告示

## ●金沢市選挙管理委員会告示第18号

平成23年3月31日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年3月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成23年4月1日

午前8時30分から午後5時まで

## ●金沢市選挙管理委員会告示第19号

平成23年4月10日執行予定の石川県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票所内、期日前投票所内及び金沢市選挙管理委員会の委員長が不在者投票管理者となる不在者投票記載場所内に掲示する候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。



平成23年3月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 1 日 時 平成23年4月1日  
午後5時30分から
- 2 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市役所まちづくり専門員室

●金沢市選挙管理委員会告示第20号

平成23年4月10日執行予定の石川県議会議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を平成23年3月30日からと定めます。

平成23年3月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成23年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年3月22日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉

忍

- 1 日時 平成23年3月29日午後3時
- 2 場所 金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第1項に規定する承認、変更及び廃止の申請について
  - (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (6) 非農地証明願について
  - (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

正 誤

平成21年6月2日付け金沢市公報号外第18号

頁	箇 所	誤	正
1	上から1行目	新築基準法	建築基準法

平成23年3月11日付け金沢市公報第2685号

頁	箇 所
9	上から1行目

誤	
予算区図るべきである。	分を明確にし、適正な執行を行っている。

正	
図るべきである。	予算区分を明確にし、適正な執行を行っている。

平成23年(2011年)3月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄